

第 5 編 衛生害虫防除

第1章 衛生害虫防除

第1節 衛生害虫防除

1.1.1 適用

に関する法律で規定する特定建築物においてゴキブリ、ねずみ等の害虫防除に適用する。

1.1.2 作業結果の報告

測定結果の報告は、第1編 第1章 第4節 1.4.6「業務の報告等」による。

1.1.3 作業箇所及び周期

- (a) 作業箇所は、表 1.1.1 による。なお、その他の箇所において、作業が必要と思われるときは、施設管理担当者と協議する。
- (b) 作業周期は、1年に3回とする。

表 1.1.1 作業箇所

	作業箇所
B 1 F	給湯室、自販機まわり
1 F	給湯室（2箇所）、談話室、自販機まわり
屋外	ゴミステーション

本節は、建築物における衛生的環境の確保